

12年9月議会 経済労働委員会

12・9・14 今井光子議員の質問

*本資料は、日本共産党県議団事務局が委員会記録をテープおこしをしたものであり、公式の会議録ではありません。

報告

9月定例県議会提出予定議案について (産業雇用振興部所管分)

浪越産業雇用振興部長の説明 (略。)

9月定例県議会提出予定議案について (農林部所管分)

富岡農林部長の説明 (略。)

今夏の節電取り組み結果について

浪越産業雇用振興部長の報告 さる9月12日に節電協議会を開催いたしまして、今夏の節電取り組みの結果と、その取り組みに対する御礼を申し上げたところでございます。

今夏の節電目標は、6月12日、第7回の節電協議会を開催し、節電の期間としては7月2日から9月7日まで、時間帯としては9時から20時ということで、平成22年の夏季の使用最大電力から15%以上の節電をするということを目指いたしました。そのあと、6月29日に第8回の節電協議会を開催し、この時は大飯原発の再稼働ということで関西電力からの要請が10%以上の節電ということになっておりましたが、大飯原発再稼働後も奈良県は独自に15%以上の節電を目標とするということで確認をされたところでございます。

今夏の奈良の節電の結果でございますが、節電期間中の電力量は奈良支店管内は22年度に比べますとマイナス14・4%、関西電力全域ではマイナス10・9%ということで、奈良支援管内は上回ったということになっております。

最大電力量の比較では、奈良支店管内の増減率の場合、マイナスの13・6%、関西電力管内平均の

マイナス13・4%、これも上回っております。

ピーク時の電力の状況ということでございます。節電要請のはじまりました7月の2日から、9月7日までの68日間のうち、平成22年度の県内最大使用電力量と比べまして15%以上の節電目標を達成できなかった日は7月26日、27日、30日のこの3日間だけでございました。

ECコーディネーター設置事業の確認状況について

浪越産業雇用振興部長の報告 先の委員会で今井議員からご指摘のございましたECコーディネーター設置事業につきまして、現時点でわかっていることにつきまして、取りまとめましたので、ご報告したいと思っております。

ご指摘をうけて、再度、関係書類の確認調査をおこなうとともに、当該委託事業者の代理人、ならびに社員等から聞き取りも実施をいたしました。これまでに判明いたしました事柄についてご報告、説明を申し上げたいと思っております。

再度の確認調査の結果、すでに委託対象経費としていたなかに、本来対象とならないとして取り扱うべき経費が含まれていることが判明いたしました。平成22年度分13万9316円、平成23年度分として57万9577円、計71万8893円は対象外ということに確定をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、返還を求めることといたしております。

なお、項目ごとの金額及びその理由については記載をしておりますのでございます。

なお、事業者から提出をされておりました出張報告書というものの中に、実態と異なる内容の記載がされていることについても、確認ができました。これについて関係者から聞き取りおこないましたが、それぞれ主張される内容が異なっておりまして、また、それを各省づける根拠というものも見つからず、これらの承認がそのような経過で作成されたのか、現時点で確定することはできておりません。

また、解雇をした理由につきましても、当該受託事業者の代表者は新規事業の立上げ等が芳しくなくて、経営状況にも鑑みてやむを得ずおこなったもので虚偽書類の作成の指示の記憶もなく、作成を拒否したことが解雇の理由とすることではないということをお申しております。

こういった状況でございます。今回の事案、これらのことをふまえて、委託業務以外の業務を並行しておこなわれるといった実態があるということがわかりまして、この場合の他の事業との供用を考えられる物品や経費などについて、今後、提出を求める書類や一定のルールといったものについて、より詳細につめる必要があろうかと感じております。

さらに通常検査のより精度を高めるということにより、適正な事務執行の確保に努めてまいりたいと考えております。今後の処理につきましては、法律関係の相談、関係機関との協議をすすめて、適正な処理をおこなうように努めてまいりたいと考えております。

紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて

*本文中の①数は委員会提出資料の①数です。

浪越産業雇用振興部長の報告 紀伊半島大水害より1年が経過いたしました。現状の復旧復興について前回6月にご報告以降の取り組みと進捗状況を中心にとりまとめたものでございます。

まず①は3月に策定いたしました復旧復興計画の概要を改めて掲載してございます。

②は、本年3月以降の主な動きについて記載をしております。

③は復旧復興関係の予算の概要にまとめております。なお、9月補正予算案として記載のとおり、道路関連予算の1億8000万円をこの9月議会でご審議いただく予定となっております。

④は避難者仮設住宅の状況でございますが、現在も170世帯346名の方が避難生活を送られております。⑤は避難者の早期帰宅にむけたとりくみの状況でございます。避難者の早期別帰宅につつま

しては、これまで最優先事項として取り組みをすすめてまいりましたが、避難者の8割以上の方に平成25年度末までに帰宅いただける目途がついたところでございます。

6〇は避難者の帰宅、移転先の見込みについてまとめたものでございます。7〇から9〇は避難者の多い主な地区でのそれぞれの取り組み状況及び帰宅予定時期を記載しております。まず7〇は五條市大塔の辻堂地区。この地区では住宅に被害のない方々は対策工事の進捗状況を踏まえ、平成26年3月末に帰宅していただける予定でございます。8〇は宇井・清水地区でございます。今年度の出水期の状況を踏まえまして平成24年の10月末までに帰宅していただける予定となっております。9〇は野迫川村の北股地区でございます。対策工事の進捗等をふまえながら、平成26年3月末に帰宅していただける予定でございます。

10〇、11〇は新しい集落づくりの取り組みでございます。五條市では大塔町の坂本、十津川村では谷瀬、猿飼地区を候補として市村とともに新しいむらづくりの検討をすすめているところでございます。十津川村におきましては、あわせましてこれらの地区で交流広場や共同農地、医療、福祉等地域住民の安心拠点となるような施設整備についても検討しているところでございます。避難者の早期帰宅につきましても、帰宅の目途がついていらっしゃる方々が2割、61名おられますことから、1日も早く帰宅していただけるよう、引き続き取り組みをすすめたいと考えております。

12〇、ライフラインの復旧状況でございます。水道電気のライフラインは記載の通り、すべて復旧済みでございます。

13〇はインフラ等の復旧状況でございます。道路規制はピーク時には90か所ございましたが、現在は迂回路のない全面通行止めの地区は3か所のみとなっております。道路の災害復旧工事もおおむね順調に進捗しております。14〇はこの状況を地図上で表示をしたものでございます。

15〇は体積土砂撤去、大規模崩壊への対応、河川砂防の災害復旧の状況を表したもので、おおむね順調に推移しております。16〇はこれの主なものを地図上で表示をしたものでございます。

17〇は道路の復興状況の主な写真でございます。

18〇は河道内の大規模な堆積土砂の撤去状況です。こちらもおおむね順調に復旧がすすんでございます。今年度末までに全体の50%、来年度末までに100%を撤去する計画ですとすすめているところでございます。19〇、20〇は河川の主な現在の復旧状況の写真でございます。21〇は土砂ダムの国による復旧状況でございます。赤谷等4箇所におきまして仮排水路の工事が完成するなど、こちらもおおむね順調に対策工事がすすんでおります。

22〇、23ページは農林業関係の復旧状況でございます。これは、後ほど農林部長から説明がございいます。

25〇は産業状況でございます。被災をされました企業122件のうち廃業をされました11件を除き、再建率は90・1%となっております。前回調査では88・1%ということで、再建がすすんでいるところでございます。業種別の再建率につきましては記載のグラフのとおりでございます。引き続き事業等への個別訪問などきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えてございます。また、他の災害復旧対策資金の貸付につきましては、平成24年7月までに160件約43億円の実績となっております。

26〇は観光業の復興状況でございます。今年度も継続して発行しておりますプレミアム宿泊券は今年度上半期分をすでに完売するなど順調な販売状況でございます。宿泊客数の動向につきましては、被災直後は対前年度比較で大きく減少しておりましたが、12月以降はプレミアム宿泊旅行券等の効果と考えておりますが、回復傾向を示しております。引き続き観光客の回復に向けた取り組みをすすめてまいります。

27〇はアンカールートの整備でございます。県及び地元市町村から国に対しまして早期整備の要望活動をおこなうなどアンカールートの早期整備の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

28〇、29〇は、安全、安心への備えでございます。6月15日に、大規模土砂災害監視警戒避難システム検討会におきまして「中間とりまとめ」が記載のとおりおこなわれるなど、監視警戒システムづくりや深層崩壊メカニズム解明にむけたとりくみもすすめているところでございます。

30〇以降は、今後の重要な検討していくべき課題でございます。今後の復興にむけて地域産業、観光の復興、福祉の充実につき重点的な検討をすすめ、取り組んでまいりたいと考えております。

31名はふるさと復興協力隊についてでございます。今年度配置予定の20名のうち6月からすでに13名を配置し、2名についても配置を検討中でございます。また、災害廃棄物処理の広域支援といたしまして8月1日に県および市町村の間で相互支援協定を締結したところでございます。

32名は、被災から1年をむかえての取り組みでございますが、9月6日に復旧復興のシンポジウムを開催したほか、また、紀伊半島大水害の記録誌の概要のとりまとめ、8月末には復興ポータルサイトを開設いたしました。

今後とも、被災地域の現状や復興状況を幅広く発信していきたいと考えております。

引き続き、復旧復興に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて

*本文中の〆数は委員会提出資料の〆数です。

富岡農林部長の報告　それでは22名以降の農林業関係の復旧復興状況についてご報告申し上げます。復旧はおおむね順調にすすんでございます。内訳でございますけれども、農地は主な被災箇所が74箇所、工事着手済みが59箇所、進捗は80%となっております。うち工事完了箇所は6月からは3か所増えまして49か所となっております。

農業用施設、農道、水路、ため池では被災箇所35か所のうち工事着手済みが23か所、進捗は66%となっております。うち完了は6月と比べて2か所増えて20か所となっております。

次に林道ですが、被災箇所は190箇所、工事着手済みが126箇所、進捗が66%となっております。うち完了箇所は前回の6月と比べて39か所増えて60箇所が完了しております。治山ですが、被災箇所数が47か所で着手済みが41か所、進捗は87%となっております。うち、工事完了が5か所増えまして21か所となっております。26名に工事の進捗状況の写真を掲載しております。

今後とも早期の復旧に向けて国、市町村とも連携を図りながら、進捗に努めていく所存でございます。

質疑

EC コーディネーター設置事業をめぐって

県が、単なる経理上のミスと受け止めるのか、会社が意図的に故意におこなったものと判断するのかで後の対応が違ってくる。この件を教訓に、本来の緊急雇用創出事業の趣旨、目的が活きるものにしっかりしていく必要がある

今井光子議員　部長から調査の報告をいただきました。ありがとうございます。大変、時間もかけて、いろいろとご苦労をいただいている結果のまとめだとうけておられるわけですが、私は、この事業がなぜ、できたのかということを考えてみますと、緊急雇用創出事業のふるさと雇用基金ということで、深刻な経済不安の派遣労働の雇止めとか雇用不安が社会問題になっているなかで、国がたちあげてきたというのが緊急雇用のふるさと雇用基金が創設され、その具体化の1つとしてEC コーディネーターの事業が具体化されたと思っております。

今回、71万8893円の金額が返還をされるということで出されていますが、この返還の金額を県が、ただ単なる経理上のミスなのだという認識をされているのか、それとも、意図的に県のお金をだまし取ろうというような故意におこなったものと考えているのか。この点について確認したいと思います。

また、新規雇用にかかる概算払いというようなことについて、国においても基金の使い方いろいろと問題があるということで、全国の調査をおこないまして、こういう問題点があるというのが明らかにされてきております。

全国の事例を見てみますと、実際に、これだけの賃金を払いますということを県に届け出て、実際にはそれだけの賃金が払われていなかったというような返還事例が全体の2割にみられていると、全国の実例の中には書かれてありました。

今回の問題が発覚いたしました経緯ですが、解雇されたと言われております方が、実際に、継続の雇用をした場合に30万円が一時金として企業に支払われるという、そういう手続きをおこなった後から、解雇というようなことになりましたので、ご本人がそれはおかしいということで、払い下げを県に求めにいかれたわけです。そこで還ってきた書類の中に25万円ほどの給料が払われているというような内容の書類がついており、本人がもらっていた給料と6万円も違って、こうした問題が発覚してきたわけですが、これは、県にとどけていたのと、本人の支払いが違うという全国の2割の例と、その点はどんな風に違うのか。この点についてもおたずねしたいと思います。

それから、県は普通、そういう形で解雇をされたという従業員の方が私の分を継続雇用になるから30万円だと、それがおかしいから取り下げることが来た時に、そこで、普通はおかしいと考え、対応するべきだと思うわけですが、その時にどういった対応をされていたのか。そこをおたずねしたいと思います。

鈴木工業振興課長答弁 経理上の単なるミスなのか、意図的に故意にやられたものなのかということでしたが、今回、調査をさせていただくなかで結果的に委託対象外の経費となる経費が含まれていることが分かったということでございまして、そこに実態と異なる内容が記載されていたものについては、先ほど、部長も申しましたように、県としては関係者からの聞き取りにおきましても、どのような経過でそうされたのか確定することはできません。1点目はそういったこととさせていただきます。

2点目は、県が確認していた本人にお支払いしていると思っていた額が実際に支払われていた額が違うということでございまして、先ほどご指摘のあった25万円という額、こちらについては当初から、従業員に対して提示していたものということではなく一時金を支給するために、必要な書類ということでありまして、そこに記載ミスがあったということをおたずねされたいと思います。ご本人に知られていた額が25万円を県に申告しておいて、それで他方でご本人には違う額を支払っているということはないものと考えております。

今井光子議員 一時金のこれだけの支払いという書類と言うことですが、一時金はうけとったことがないと聞いているわけですが、県は一時金を払っているという前提で、そちらに委託費を払っているのであれば、その点は誤差が生じるのではないかなと思いますが、その点、もう一度確認をしていただきたいと思います。

鈴木工業振興課長答弁 一時金をうけとったことがないとご本人がおっしゃっていると、一時金は結果的に申請をしたけれども、その後、結果的に解雇されるということが分かった段階で県庁に、ご本人と会社がいっしょに取り下げにきたと認識しておりますが、そのことで、結果的に県は一時金をお支払いをしていないという事実関係かと思っております。

今井光子議員 30万円の一時金については取り下げということで対応していただいているわけですが、その時にいっしょに県からもらった書類に25万円の給料を払っているという書類がついていたというわけです。それは県は、この会社の従業員に25万円の給料を支払っているということで、もし、お金を払っているとすれば働いている人がもらっていた金額と異なる金額になりますので、全国の2割

の事例に入る申請していた中身と、実際に労働者が受け取っていたものと違うということに該当するのではないかと思います。その点について、もう一度、お願いします。

鈴木工業振興課長答弁 端的にお答えしますと、県は25万円という金額はお支払いしておりません。

今井光子議員 全国の調査のなかで、反省点というのが書かれてあります。何が反省かといいますと、厚生労働省そのものがいろいろな概算払いの徹底とか、そうした説明が不十分であったという国の反省点、都道府県において概算契約の支払いにおける支払額の確認を適切に実施する重要性に対する認識が不十分であったという県そのものの反省点として書かれてありました。

私は、奈良県のこの問題をとりあげて感じてまいりましたのは、これともう1つ、事業を請け負った企業のなかに、モラルの問題について問題視する必要があるのではないかとということを感じたわけでございます。

今回、新たに緊急雇用が継続で国から来年の9月まで延長されていくわけです。こうした事業が本来の雇用に結び付くというような形での対策をぜひ、すすめていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、この緊急雇用が始まるということで、2つの事業が説明されていますけれども、この事業の「就労困難者の在宅就労支援事業」ということでひとり親家庭、障害者の就労困難者のITを使った就労支援というものがありますが、この事業の委託先はどこになるのか、その点を教えていただきたいと思っております。

加納雇用労政課長答弁 「就労困難者の在宅就労支援事業」でございますけれども、予算が通りますと、事業者についてプロポーザルにするか方式は別にして、業者の公募にかけて、それから決めていきたいと考えております。

今井光子議員 実は、今回、EC コーディネートの事業を請け負っておりましたダイワマネジメントは過去を調べてまいりますと、平成19年に独立行政法人雇用能力開発センターが委託先として事業をおこなっているというのがありました。平成20年にも母子家庭のパソコン教室という形で事業を委託している、同11月には高等技術専門学校と就業新業務としてこの企業が委託をしているということがありました。

これをみていきますと、奈良県のIT 関係の様々な支援はこの企業が一手に引き受けているというような印象を非常にうけました。今回、どこに委託をするかはこれからということですが、公募にたいする応募がこのEC コーディネーター1社しかなかったというように、前回伺いましたが、1社の応募の経緯も調べましたら、平成21年の8月4日に県はふるさと雇用の再生特別基金事業ということでEC コーディネーターの事業委託にかかる委託提案募集要項というのをだして公募を開始をされております。648万3000円の上限で公募しておりますが、その締切が8月12日になっており、私の心象からすると短い期間で募集をするなという印象をうけたわけです。

これというのは、この間の経緯からみると、IT 関係はここしかないというそうしたものと、すでにこういうことを委託しているというような話がついていたのではないかとというような見方もできなくはないと思うわけです。

事業者にとったら自分の所しかないというおごりのようなものと、県からすればIT 関係は個々にお願ひしたらいいという甘えのような、そうしたことが今回のこうした問題の根本にあるのではないかなというようなことを非常に強く、経緯を見て感じてきたところであります。やはり、こうした関係のところをきちっと乗り越えて、奈良県がそうした不正は許さないと言う「土壌」のようなものを、今回きちっとしておかないと、また同じようなことを繰り返すということになってしまうのではないかと不安があります。意図的に故意におこなわれたことであったとするならば、私はそれは公金を横領という犯罪にあたるわけですので、そういう対応をするべきだとも思います。その点で、県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

浪越産業雇用振興部長答弁 先ほど、報告のなかで、今後、法律相談をさせていただきたいということは、今のことも踏まえましてご相談をさせていただこうと考えておりますし、今後、処分等につきましても県の関係機関と協議しながら適正な処理をしたいと思っております。

こういう事案が判明いたしましたので処理としては適正におこなうとともに、われわれの側にも、その部分でより踏み込んだ改善をしていく必要があるかなと思っております。

●小水力発電の取り組みについて

田中議員（要旨） 奈良県の南部を中心に小水力発電の潜在的能力はあると考えるが、関西、あるいは全国的に見て奈良県の位置はどのあたりにあるのか。

浪越産業雇用振興部長答弁 まず、われわれのところに、基本的考え方というポテンシャルにふれたものをつくっております、総じて申し上げますと、県の場合、河川を利用したような形のポテンシャルは他県に比べて高いということでございますが、奈良県で現在、小水力を活用しているのはほとんど水道関係施設ということになっております。

河川を利用する場合、水量と落差という2つの要因がございます、われわれも大和平野の平野部でどうかということを検討してまいりました。すでに過去に水車を設置しているようなところ、ここは水量があるから水車を設置していたということで調べますと、大和平野部では水量がかなり落ちております。山間地域、淀川水系地域では結構、量はある、落差をどうすればよいかという議論になるのかなと思っております。水力発電についての考え方を山間地域と平野部ということで割って考えていこうということを考えております。平野部については、とりわけ風車であるとか、そういう観光とマッチングしたような形の取り組みがあればいいのか、山間地域についてはやはり農村地域における水力発電ということで、そういった部分で地域で取り組む形がいいのかと思っております。

加えて、水道施設の部分がやはり水圧との関係から申し上げますと、県水の部分の水圧も結構ありますので、末端市町村の受水地の水圧も極端に落ちないということもわかっておりますので、その部分の3点ですすめていくという考え方を今、しております。

小水力で申しますと、市町村議会で研究会をしていただきまして、私も出席をさせていただきました。その時も小水力は維持管理の体制が必要になってくるかと思えます。われわれ、勉強している中では単に機械をつけたからそれでOKということではないということもわかってまいりまして、たとえば日常の清掃であるとか、草木等がつまるとかといったこともございますので、そこそこ維持管理は必要になってくるということがございます。機械の故障の体制も当然とおかないといけません。やはり、地元でそうした体制を組むということが条件として必要なかと思えます。

河川区域の中で、そういう構造物をつくるということになりますので、維持管理ができず、放置されるということになると景観上も大きな問題になると思っておりますので、そういったことも踏まえながら、県としては集落単位とかそういうところの協力を求めるような形ですすめていけないのかということを探索しております。

実は、具体的なはなしも大分したのですが、やはり地元の協力と言うところでなかなかウンと言っていないところか結構ありまして、市町村等がそういったところをまきこんで話をしていかなければいけないのかなということで、先日、市町村にも話をしていたこともあるんですが、なかなか市町村の側もそういったところまで踏み込んでこないということもありまして、ここは、われわれも啓発の部分をしっかりやっていきたいと思

っております。

山村集落で小水力をつくったとして、小水力の発電から地産地消と言う観点からいきますと、たとえば自営線を張るということになりますと、これに大変な経費がかかる。太陽光発電では、山村集落は傾斜地であるとか、そういったところでどれだけの電力を生み出せるのか、また、日照時間と言ったことも含めるとどれだけの効率があるのかということも考えないといけないなど。加えて、それ以外にも、まだ方途があるのではないかと。たとえば、災害時のようなときにはプロパンガス発電と言ったことも可能ではないか、そういうことも研究の1つになると思います。

そういったことも含めて、少し、研究を深めていきたいと思っております。小水力も課題はあるもののそういう取り組みは、やはりすすめていきたいと思っております。今後のビジョン等のなかでは少し踏み込んだ形で書いていければなと思っております。

奈良県の現状（2010年）でございますが、小水力発電は375千瓩の発電となっている状況でございます。

＊ ＊

松尾議員（要旨） エネルギーの地産地消も大切な視点だが、産業ととらえて企業誘致の面で見ることが必要。新たな雇用につなげることも可能ではないか。

浪越〇〇産業雇用振興部長答弁 小水力の収支の話をしていません。なぜ、10千瓩かと申しますと、県でフィートインタリティで金額をはじき出しまして、イニシャルコストをペイできるのは何年かというのを発電容量ごとに試算をいたしました。そうしますと、ほぼ、回収ができるのは年数で10千瓩程度の規模であれば回収年数が22年で、収支採算が合うということがわかりました。それで10千瓩程度以上のものを考えております。それに見合う水量がある、そういう規模以上のものができるところについてやっていくという形になるかと思っております。

小さい水量でできる発電施設は、たしかに2千瓩、3千瓩ということになりますと、コストを回収できる年数はすごい年数、桁が違うというほどの回収年度になります。その間には当然、更新であるとか維持修繕といった経費がかさんでまいりますので、収支採算を単純に試算のなかでいうと、やはり10千瓩程度の規模以上のものが必要になるだろうと考えております。

先日、新聞等で報道されましたが、大淀町でメガソーラーに着手ということになりました。ある程度の規模があれば収支採算がとれます。今、県として考えておりますのは、県の施設のなかでそういったものを提供しながら産業とか事業者の公募はできないのか、そういう模索をしているところでございます。産業の観点からも少し県としても誘致を図るなり、働きかけをしていきたいなと思っております。

ただ、小水力の場合は、収支採算の世界から言いますとやはり目的を単に売電だけでというやり方ではなかなか難しいだろうと思われるために、たとえば平野部であれば観光とのセットというような考え方があるのではないかと考えております。当然、水量と落差の大きいところがあれば、それ以上の発電施設をつくることも可能かとおもいますから、そういった研究もしていきたいと思っております。

（了）